

船橋市中心身障害者一時介護事業補助金交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、居宅において心身障害者を介護している保護者が居宅での介護が一時的に困難となった場合又は自活する心身障害者が介護を一時的に必要とした場合に、その介護の委託を受けた福祉施設又は福祉団体に対して、心身障害者一時介護事業補助金を交付することにより、心身障害者及び保護者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 心身障害者 65歳未満の者で、次に掲げるものをいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める肢体不自由2級以上の障害を有するもの又はこれに準ずるもの

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者

エ 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を有する者

オ 交通事故、脳血管疾患等による脳損傷が原因で、知的な機能に障害を有すると医師に診断された者

(2) 福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の施設(法第5条第7項、第12項から第14項まで又は第27項に規定する障害福祉サービスを行う施設に限る。)その他これらに準ずる施設として市長が認めるものをいう。

(3) 福祉団体 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業を行う民間の営利を目的としない団体であって、市長が別に定める基準に適合するものをいう。

(4) 一時介護事業 居宅において心身障害者を介護している保護者が居宅での介護が一時的に困難となった場合又は自活する心身障害者が介護を一時的に必要とした場合において、その心身障害者を介護する事業をいう。

(5) 一時介護料 心身障害者の介護を委託した場合の当該委託に要した費用とし、飲食物費及び交通費を除いたものをいう。

(交付の要件)

第3条 本要綱に定める補助金を受けることができる福祉施設及び福祉団体

(以下「福祉施設等」という。)は、社会福祉法人が設置するものを除いた前条第2号及び第3号に定めるもののうち、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 利用者が1日平均5人以上であること。
- (2) 所在地が船橋市内であること。
- (3) サービス提供中の利用者に係る傷害保険に加入していること。

(補助金の額)

第4条 補助金は、福祉施設等の運営に要する経費（一時介護事業に係る経費に限る。）から寄付金（一時介護事業に係るものに限る。）及び一時介護事業以外の収入を除いた額の2分の1（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を交付する。ただし、1福祉施設等当たり年間70万円を限度とする。

(申請)

第5条 福祉施設等の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、心身障害者一時介護事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 規約
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、その旨を心身障害者一時介護事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業が完了したときは、速やかに心身障害者一時介護事業実績報告書（第3号様式）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業内訳書

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査し、補助金額を決定し、その旨を心身障害者一時介護事業補助金額確定通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を交付する旨の決定を受けたとき、

又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(書類の保管)

第10条 福祉施設等は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、5年間保存しなければならない。

(会計状況等の公開)

第11条 福祉施設等は、その提供するサービスの内容、料金、従事する職員の資格等及び経理状況を利用者に対して明示しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 福祉施設等は、サービスの提供によって知り得た個人情報を適正に扱いその安全措置を講ずるものとする。

2 個人情報を取扱う福祉施設等は、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は外部に提供してはならない。ただし、利用者又は保護者の承諾があった場合はこの限りではない。

附 則

この要綱は、平成15年3月3日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月15日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式

心身障害者一時介護事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

	所 在 地	
申請者	名 称	
	代表者氏名	㊟
	電 話 番 号	

年度において心身障害者一時介護事業を実施したいので、船橋市心身障害者一時介護事業補助金交付に関する要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助金申請額 円

2 事業の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 規約
- (4) 役員名簿
- (5) その他

第2号様式

第 年 月 日
号

様

船橋市長



心身障害者一時介護事業補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった心身障害者一時介護事業補助金の
交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

交付決定額 円

2 交付しない。

理由

第3号様式

心身障害者一時介護事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

	所 在 地	
申請者	名 称	
	代表者氏名	㊟
	電 話 番 号	

年 月 日付け、第 号で補助金交付の決定があった心身障害者一時介護事業補助金について、船橋市心身障害者一時介護事業補助金交付に関する要綱第7条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

1 交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業内訳書

第 年 月 日
号 日

様

船橋市長



心身障害者一時介護事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった心身障害者一時介護事業補助金について、下記のとおり金額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

平成 年度心身障害者一時介護事業内訳書

1	名 称		
2	代表者名		
3	〒住所 連絡先電話番号		
4	利用実人員		
5	年間運営費		
6	寄付金等その他の収入		
7	補助対象経費総額		
	対象事業	利用延べ人数 年間開設日数 延時間 運営費	人 日 時間 円